

水戸市教育委員会教育長告示第1号

水戸市地域文化財認定活用事業実施要項を次のように定める。

平成30年3月6日

水戸市教育委員会教育長 本 多 清 峰

水戸市地域文化財認定活用事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、本市の区域内に存する、地域で守り伝えられてきたかけがえのない文化財を水戸市地域文化財として認定することにより、市民が地域に対して誇りと愛着を持つとともに、認定した文化財を将来の世代に引き継ぎ、又は語り継いでいくことができるような環境を醸成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能並びにこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(要件)

第3条 水戸市地域文化財の要件は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市民等の推薦があるものとする。

- (1) 本市の区域内に存するもの。ただし、無形文化財及び無形の民俗文化財はこの限りではない。
- (2) 地域が守ってきたもの又は地域を知るうえで必要なもの
- (3) 所有者等（有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物における所有者又は権原に基づく占有者及び管理責任者をいう。以下同じ。）又は保持者等（無形文化財及び無形の民俗文化財における保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。）をいう。以下同じ。）が明確であるもの
- (4) 成立後おおむね50年を経過しているもの

(5) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、茨城県文化財保護条例（昭和 51 年茨城県条例第 50 号）及び水戸市文化財保護条例（昭和 51 年水戸市条例第 28 号）の規定による指定又は登録を受けていないもの

（推薦）

第 4 条 水戸市地域文化財に推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、前条の規定に該当すると認められる文化財があるときは、別に定める期間内に水戸市地域文化財認定推薦書（様式第 1 号）により、必要な書類を添えて、水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に推薦することができる。

2 推薦者が所有者等又は保持者等（以下「所有（保持）者等」という。）と異なる場合は、推薦者は、前項に掲げるもののほか、水戸市地域文化財認定同意書（様式第 2 号）により、所有（保持）者等の同意書を提出するものとする。

（認定）

第 5 条 教育長は、前条の推薦があったときは、その内容を審査し、水戸市地域文化財に認定することができる。

2 教育長は、第 3 条各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるものについて、水戸市地域文化財に認定することができる。

3 教育長は、前 2 項の規定により認定をするには、水戸市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 教育長は、第 1 項又は第 2 項の規定により認定したときは、水戸市地域文化財認定通知書（様式第 3 号）により、推薦者及び所有（保持）者等に通知するものとする。

（助言）

第 6 条 教育長は、必要があると認めた場合又は所有（保持）者等からの要請があった場合は、水戸市地域文化財の修理及び日常の保存方法、活用手段に対して適切な助言及び情報提供を行うものとする。

（周知・活用）

第 7 条 教育長は、認定された水戸市地域文化財を水戸市ホームページ等で広く市内外に周知するものとする。

2 教育長は、学校の教育活動、水戸の歴史及び文化財に関するイベント等において、水戸市地域文化財の活用に努めるものとする。

（解除）

第 8 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を解除することができる。

(1) 水戸市地域文化財としての価値を失ったと認められたとき。

(2) 水戸市地域文化財として第 3 条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 所有（保持）者等から認定の解除の申出があったとき。

(4) その他教育長が解除することが適当と認めたとき。

2 前項の規定による認定の解除には、第 5 条第 3 項を準用する。

3 水戸市地域文化財について、文化財保護法、茨城県文化財保護条例又は水戸市文化財保護条例により指定又は登録があったときは、当該水戸地域文化財は解除されたものと

する。

4 教育長は、第1項の規定により認定を解除したときは、水戸市地域文化財認定解除通知書（様式第4号）により、所有（保持）者等に通知するものとする。

（所有者等の変更）

第9条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財について次の各号のいずれかに変更があった場合は、水戸市地域文化財変更届（様式第5号）により、速やかに教育長に届け出るものとする。

(1) 所有（保持）者等に変更（名義変更を含む。）があったとき。

(2) 所有（保持）者等が住所を変更したとき。

(3) 水戸市地域文化財の所在地を変更したとき。

（修理等の届出）

第10条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財の修理若しくは現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、あらかじめ水戸市地域文化財修理届（様式第6号）により、教育長に届け出るものとする。

（滅失の届出）

第11条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財の全部若しくは一部が毀損し、これを亡失し、又は盗難にあった場合は、速やかに水戸市地域文化財滅失（毀損・亡失・盗難）届（様式第7号）により、教育長に届け出るものとする。

（経費の負担）

第12条 水戸市地域文化財の修理、復旧その他の管理の経費は、当該文化財の所有（保持）者等の負担とする。

（補則）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

住 所

団体名

氏 名

印

水戸市地域文化財認定推薦書

水戸市地域文化財の認定について、水戸市地域文化財認定活用事業実施要項第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり推薦します。

記

- 1 名称及び点数
- 2 所 在 地
- 3 所有（保持）者等
- 4 推 薦 理 由
- 5 保存・継承の計画
- 6 活 用 の 計 画

添付書類

- (1) 推薦資料の概要、沿革又は由来に関する資料
- (2) 現況写真
- (3) 位置図
- (4) 推薦者又は所有（保持）者等が団体の場合に限り、団体の会則又は規約
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

住 所

団体名

氏 名

印

水戸市地域文化財認定同意書

私の所有（占有）又は保持する下記の文化財について、水戸市地域文化財に推薦することに同意します。

記

1 名称及び点数

2 所 在 地

様

水戸市教育委員会教育長

水戸市地域文化財認定通知書

年 月 日付けで推薦した水戸市地域文化財候補物件について、下記のとおり認定したので、水戸市地域文化財認定活用事業実施要項第5条第4項の規定により通知します。

記

1 名称及び点数

2 所在地

3 所有（保持）者等

4 認定番号

5 備考

(1) 次の場合は届け出ること。

ア 所有（保持）者等が変更になったとき。

イ 所有（保持）者等がその氏名（名称）又は住所を変更したとき。

ウ 所在の場所を変更したとき。

エ 水戸市地域文化財を修理するとき。

オ 水戸市地域文化財が滅失（毀損・亡失・盗難）したとき。

(2) この通知書は、大切に保存すること。

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

水戸市教育委員会教育長

水戸市地域文化財認定解除通知書

年 月 日付け 第 号で認定した水戸市地域文化財について、下記のとおり認定を解除しましたので、水戸市地域文化財認定活用事業実施要項第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 名称及び点数
- 2 所在地
- 3 所有（保持）者等
- 4 解除年月日
- 5 解除理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

住 所

氏 名(名称)

印

水戸市地域文化財変更届

年 月 日付け認定を受けた水戸市地域文化財について、認定通知書の記載内容に変更が生じたため、水戸市地域文化財認定活用事業実施要項第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び点数
- 2 認定年月日及び認定通知書の認定番号
- 3 認定通知書に記載の所在地
- 4 変更内容
- 5 変更年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

住 所

氏 名(名称)

印

水戸市地域文化財修理届

年 月 日付け認定を受けた水戸市地域文化財について、修理したいので、水戸市地域文化財認定活用事業実施要項第10条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び点数
- 2 認定年月日及び認定通知書の認定番号
- 3 認定通知書に記載の所在地
- 4 修理を必要とする理由
- 5 修理の内容及び方法
- 6 修理の着手及び完了の予定時期
- 7 施工予定者の氏名（名称）及び住所（事務所の所在地）
- 8 その他参考となる事項

添付書類

- (1) 工事計画書
- (2) 設 計 図
- (3) 写真又は見取図

年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

住 所

氏 名(名称)

印

水戸市地域文化財滅失（毀損・亡失・盗難）届

年 月 日付け認定を受けた水戸市地域文化財について、滅失（毀損・亡失・盗難）したので、水戸市地域文化財認定活用事業実施要項第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び点数
- 2 認定年月日及び認定通知書の認定番号
- 3 認定通知書に記載の所在地
- 4 滅失（毀損・亡失・盗難）の事実を生じた日時及び場所
- 5 滅失，毀損等の原因並びに毀損の場合は，その箇所及び程度
- 6 滅失，毀損等の事実を知った後に取った措置
- 7 今後の措置に対する希望その他参考となる事項  
（毀損の場合にあっては，写真又は見取図を添付すること。）